

---

## 第3回 飯 南 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第3日)

令和6年6月14日(金曜日)

---

### 議事日程(第3号)

令和6年6月14日 午前9時開議

- 日 程 第 1 委員長報告
- 日 程 第 2 討論・採決
- 日 程 第 3 請願・陳情審査報告
- 日 程 第 4 議案第49号 令和6年度(交付金) 頓原上町団地建設工事(1工区) 請負契約の締結について
- 日 程 第 5 議案第50号 令和6年度(交付金) 頓原上町団地建設工事(2工区) 請負契約の締結について
- 日 程 第 6 閉会中の継続調査の申し出について
- 

### 本日の会議に付した事件

- 日 程 第 1 委員長報告
- 日 程 第 2 討論・採決
- 日 程 第 3 請願・陳情審査報告
- 日 程 第 4 議案第49号 令和6年度(交付金) 頓原上町団地建設工事(1工区) 請負契約の締結について
- 日 程 第 5 議案第50号 令和6年度(交付金) 頓原上町団地建設工事(2工区) 請負契約の締結について
- 追加日程第1 発委第2号 「訪問介護サービス基本報酬の見直しと訪問介護の特別地域加算の対象地域及び事業所要件の見直しを求める意見書」の提出について
- 追加日程第2 閉会中の継続調査の申し出について
- 

### 出席議員(10名)

- |     |           |      |           |
|-----|-----------|------|-----------|
| 1 番 | 早 樋 徹 雄   | 2 番  | 伊 藤 好 晴   |
| 3 番 | 熊 谷 兼 樹   | 4 番  | 内 藤 眞 一   |
| 5 番 | 高 橋 英 次   | 6 番  | 安 部 誠 也   |
| 7 番 | 景 山 登 美 男 | 8 番  | 安 部 丘     |
| 9 番 | 平 石 玲 児   | 10 番 | 戸 谷 ひ と み |
-

- 2 -

男。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記。

事件の番号、承認第 1 号、件名、専決処分の承認を求めることについて（飯南町税条例の一部を改正する条例の制定について）。審査の結果、承認。

議案第 42 号、飯南町生活改善センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について。原案可決。

議案第 43 号、財産（消防軽積載車）の取得について。原案可決。

議案第 45 号、令和 6 年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）。原案可決。

議案第 46 号、令和 6 年度飯南町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）。原案可決。

議案第 47 号、令和 6 年度飯南町病院事業会計補正予算（第 1 号）。原案可決。

以上であります。

**○議長（早樋 徹雄）** これで委員長報告を終わり、直ちに質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（早樋 徹雄）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は自席へお帰りください。

次に、教育経済常任委員会委員長、3 番、熊谷兼樹議員。

**○教育経済常任委員長（熊谷 兼樹）** 議長。

**○議長（早樋 徹雄）** 3 番、熊谷議員。

**○教育経済常任委員長（熊谷 兼樹）** 3 番。

委員会審査報告を行います。

令和 6 年 6 月 14 日。飯南町議会議長、早樋徹雄様。教育経済常任委員会委員長、熊谷兼樹。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記。

事件の番号、議案第 48 号、件名、令和 6 年度飯南町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）、審査の結果、原案可決。

以上です。

**○議長（早樋 徹雄）** これで委員長報告を終わり、直ちに質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は自席へお帰りください。

次に、予算特別委員会委員長、4番、内藤眞一議員。

○予算特別委員会委員長（内藤 眞一） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 4番、内藤議員。

○予算特別委員会委員長（内藤 眞一） はい。

おはようございます。委員会審査報告を行います。

令和6年6月14日。飯南町議会議長、早樋徹雄様。予算特別委員会委員長、内藤眞一。委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

事件の番号、承認第2号、件名、専決処分の承認を求めることについて（令和5年度飯南町一般会計補正予算（第10号））、審査の結果、承認。

議案第44号、令和6年度飯南町一般会計補正予算（第1号）、原案可決。

以上であります。

○議長（早樋 徹雄） これで委員長報告を終わり、直ちに質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は自席へお帰りください。

---

## 日程第2 討論・採決

○議長（早樋 徹雄） 日程第2、討論、採決を行います。

はじめに、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（飯南町税条例の一部を改正する条例の制定について）に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。

次に、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（令和5年度飯南町一般会計補正予算（第10号））に対する討論を行います。

討論はありませんか

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。

次に、議案第 42 号、飯南町生活改善センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。

次に、議案第 43 号、財産（消防軽積載車）の取得についてに対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。

次に、議案第 44 号、令和 6 年度飯南町一般会計補正予算（第 1 号）に対する討論を行います。

討論はありませんか。まず、反対者の発言を許します。

次に、賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。

次に、議案第 45 号、令和 6 年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）から、議案第 48 号、令和 6 年度飯南町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）までの 4 件に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ただいまから、起立による採決を行います。

はじめに、承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについて（飯南町税条例の一部を改正する条例の制定について）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は承認です。

承認第 1 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、承認第 1 号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、承認第 2 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度飯南町一般会計補

正予算（第 10 号））を採決いたします。

本案に対する委員長報告は承認です。

承認第 2 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（早樋 徹雄）** 起立全員です。よって、承認第 2 号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第 42 号、飯南町生活改善センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 42 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（早樋 徹雄）** 起立全員です。よって、議案第 42 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 43 号、財産（消防軽積載車）の取得について、を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 43 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（早樋 徹雄）** 起立全員です。よって、議案第 43 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 44 号、令和 6 年度飯南町一般会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 44 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（早樋 徹雄）** 起立全員です。よって、議案第 44 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 45 号、令和 6 年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 45 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（早樋 徹雄）** 起立全員です。よって、議案第 45 号は委員長報告のとおり可決され

ました。

次に、議案第 46 号、令和 6 年度飯南町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 46 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（早樋 徹雄）** 起立全員です。よって、議案第 46 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 47 号、令和 6 年度飯南町病院事業会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 47 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（早樋 徹雄）** 起立全員です。よって、議案第 47 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 48 号、令和 6 年度飯南町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 48 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（早樋 徹雄）** 起立全員です。よって、議案第 48 号は委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第 3 請願・陳情審査報告

**○議長（早樋 徹雄）** 日程第 3、請願・陳情審査報告を議題といたします。

総務厚生経済常任委員会から請願審査報告を求めます。総務厚生経済常任委員会委員長、7 番、景山登美男議員。

**○総務厚生常任委員会委員長（景山 登美男）** 議長。

**○議長（早樋 徹雄）** 7 番、景山議員。

**○総務厚生常任委員会委員長（景山 登美男）** 7 番。

請願審査報告を行います。

令和 6 年 6 月 14 日、飯南町議会議長、早樋徹雄様。総務厚生常任委員会委員長、景山登美男。

請願審査報告書。本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告します。

受理番号、請願第 1 号。付託年月日、令和 6 年 6 月 4 日。件名、訪問介護の基本報酬引き下げ撤回等と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書の提出について。審査の結果、一部採択。

審査の意見、このたびの請願では内容が 2 項目にわたっている。

一つは「今年度を実施された訪問介護の基本報酬引き下げを撤回し、移動時間、あるいは距離に応じた引き上げを行うこと。」について意見書の提出を求めるものであり、これについては審査の結果、採択すべきものと決しました。

もう一つの「国庫負担割合の引き上げを財源とした介護報酬引き上げの再改定を早急に行うこと」について意見書の提出を求めるものでありますが、これについては、審査の結果、財源を国庫負担に求めることに反対の意見が多かったため、採択を見送ることとしました。

よって、「町村議会の運営に関する基準 126」により、本請願は一部採択とすることに決しました。以上です。

**○議長（早樋 徹雄）** これで委員長の報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（早樋 徹雄）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は自席へお帰りください。

これより、討論に入ります。

請願第 1 号、訪問介護の基本報酬引下げ撤回等と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書の提出について、討論はありませんか。

まず、反対者の発言を許します。

次に、賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○議長（早樋 徹雄）** 2 番、伊藤議員。

**○2 番（伊藤 好晴）** 2 番。

請願第 1 号について、討論を行います。

本請願一部採択ということで、2 つある（聞き取り不能）のうち、国庫負担割合の引き上げを財源とした介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことについて、国庫負担に財源を国庫負担に求めることに反対の意見が多かったということで、一部が採択されました。

私は一部であっても、採択されることに反対の立場ではありませんので、この決定に全く反対という立場ではありません。

ただ、この国庫負担の財源を国庫負担に求めることについてですね。やはりきちんとして



おく必要があると思いますので、一言発言をしたいと思います。

先ほどもありましたけれども、今年度実施された介護報酬改定の主な内容は2点であります。

まず、最初に、今回の改定は大幅な賃上げにはつながらず、小規模な事業所は、取得が困難な介護報酬の引き上げであります。介護報酬は1.59%引き上げられます。内訳は、介護職員の処遇改善が0.98%、その他が0.62%とされています。

2024年度2.5%、月額約7,500円、25年度2.0%、月額6,000円のベースアップを目指して加算率を引き上げるとしています。

しかし、全職種の平均と比べて、月額が約7万円も低いとされている介護職員の抜本的賃上げには程遠いのが現状と考えます。

また、介護報酬引き上げのための加算請求には、一定の条件と煩雑な申請手続を必要とするため、小規模な事業所は、加算請求、加算申請そのものができず、介護報酬の引き上げを断念せざるを得ない事業所も生じる可能性があります。

介護職員の賃金引き上げのためには、介護報酬の引き上げではなくて、国の資金で引き上げをしなければ抜本的な引き上げはできないと考えています。特にホームヘルパー不足の解消は不可能であります。

2つ目に、身体介護2.4%、生活援助2.2%引き下げという訪問介護報酬引き下げがあります。これは小規模訪問介護事業所を潰し、ホームヘルパー不足に拍車をかけると思います。

厚生労働省は、訪問介護は7.8%の黒字で、介護サービス平均の2.4%を大きく上回っているから引き下げる。こういうふうに言っておりますが、厚労省が発表した資料を見ると、3年連続で約4割の事業所が赤字であります。

大手で、サービス付き高齢者住宅など、訪問に時間がかからないサービスを行っている事業所は黒字ですが、地域に密着した小規模な事業所は、経営が成り立たなくなり、訪問介護事業から撤退、あるいは事業を縮小せざるを得ない、こういう事業所が続出するおそれがあります。大幅に不足しているホームヘルパーの確保がさらに困難になり、必要な介護保障ができなくなります。その結果、必要な人に必要な訪問介護支援ができなくなると考えられます。訪問介護報酬の引き下げを撤回し、引き上げを行うべきであります。

以上の観点から、私は、本請願は、条件をつけず採択すべきものと考えます。以上であります。

**○議長（早樋 徹雄）** ほかに討論の発言はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○議長（早樋 徹雄）** 6番、安部誠也議員。

**○6番（安部 誠也）** はい。6番。

請願第1号、訪問介護の基本報酬引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書の提出について、反対の立場で討論します。

今年度に実施された訪問介護の基本報酬の引き下げ撤回に対し、移動時間に応じた引き上げを行うことを採択するもの。国庫負担割合の引き上げの再改定を早急に行うことに不採択です。

委員会では、歩み寄っての譲歩の（聞き取り不能）と判断したものと解釈します。

一部採択に対して、私はもとの不採択の立場からの（聞き取り不能）です。

ほかに、本定例会には、陳情1号、雲南地域訪問介護・訪問入浴介護事業者協議会の訪問介護に関する陳情があります。誠に地域の実情に合ったものであります。これについては、採択すべきで、意見書を提出すべきものです。

全国自治体から何通も意見書を受ける側の関係、役人も本当に混乱を招きます。行政事務の効率化という言葉があります。業務における無理、無駄、むらを排除して効率的に、業務を遂行できるように取り組むべきです。

以上、反対の立場で討論いたします。

**○議長（早樋 徹雄）** ほかに討論の発言はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○議長（早樋 徹雄）** 3番、熊谷兼樹議員。

**○3番（熊谷 兼樹）** 3番。

この案件は、一部採択ということですので、立場が非常にどこにおいて発言するか難しいところがありますが、私は、この一部採択という判断は賛成すべきものという立場です。

というのは、まずこの1つ目の項目については、いわゆる介護従事者あるいは介護の事業者にとって本当に厳しいものです。特に、こういう中山間地域であったり離島であったりする、非常に、訪問看護に対して効率性の悪い地域にとっては、本当に死活問題になる部分だろうと思っております。そういう意味では、きちんと是正されるべきものと考えております。

2点目について、2番議員から国庫負担で対応すべきだという意見があります。ただ、国庫負担のみに頼るのではなく、全体の保険料、あるいは、事業そのものの効率化、そういうもので総合的にやはり考えていかないと解決できない問題であろうと思っております。

そういう意味で、この一部採択という判断に対して賛成するものであります。以上です。

**○議長（早樋 徹雄）** ほかに討論の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（早樋 徹雄）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

暫時休憩します。

午前9時29分休憩

.....

午前9時30分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

次に、陳情審査報告を議題として、総務厚生常任委員会から報告を求めます。

総務厚生経済常任委員会から陳情審査報告を求めます。総務厚生経済常任委員会委員長、7番、景山登美男議員。

○総務厚生常任委員会委員長（景山 登美男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山議員。

○総務厚生常任委員会委員長（景山 登美男） 7番。

陳情審査報告を行います。

令和6年6月14日、飯南町議会議長、早樋徹雄様。総務厚生常任委員会委員長、景山登美男。

陳情審査報告書。本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

受理番号、陳情第1号。付託年月日、令和6年6月4日。件名、訪問介護に関する陳情。審査の結果、採択。審査の意見なし。措置、関係機関へ送付。

以上であります。

○議長（早樋 徹雄） これで委員長の報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は自席へお帰りください。

これより、陳情第1号、訪問介護に関する陳情について討論を行います。

討論はありますか。

まず反対者の発言を許します。

次に賛成者のほう発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ただいまから、請願・陳情について採決いたします。

はじめに、請願第1号、訪問介護報酬引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書の提出について、を採決いたします。

この請願に対する委員長報告は、一部採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立多数です。よって、請願第 1 号は委員長報告のとおり一部採択をすることに決定いたしました。

次に、陳情第 1 号、訪問介護に関する陳情を採決いたします。

この陳情に対する委員長報告は、採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、陳情第 1 号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第 4 に入る前に報告をいたします。

6 月の 13 日、議会運営委員会が開催され、追加提出議案については、本日の日程にあらかじめ加えて議題としておりますのでご報告をいたします。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

追加議案をお願いしたところ、本日の日程に追加いただきありがとうございました。

追加の議案につきましては、今月 5 日に発注し、同日付で仮契約をいたしました頓原上町団地建設工事（1 工区）及び頓原上町団地建設工事（2 工区）の請負契約の締結についての 2 議案であります。速やかな工事着手、早期の事業執行に努めたいことから、議会議決を求め提案するものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議をいただきまして、適切なるご議決をいただきますようお願いいたします。

---

#### 日程第 4 議案第 49 号 令和 6 年度（交付金）頓原上町団地建設工事（1 工区）請負契約の締結について

○議長（早樋 徹雄） 日程第 4、議案第 49 号、令和 6 年度（交付金）頓原上町団地建設工事（1 工区）請負契約の締結についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。議案第 49 号について説明します。

飯南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 17 年飯南町条例第 48 号)に基づき、令和 6 年度(交付金)頓原上町団地建設工事(1 工区)を別紙のとおり請負契約したいので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 14 日 提出。飯南町長。

次のページをお願いします。別紙。

1 工事名、令和 6 年度(交付金)頓原上町団地建設工事(1 工区)。

1 契約の方法、指名競争入札。

1 請負金額、一金 1 億 1,055 万円。(うち消費税相当額 1,005 万円)

1 契約する相手の住所及び名称、島根県飯石郡飯南町上来島 126 番地、有限会社正木建設。  
代表取締役、正木康文。

1 契約の時期、飯南町議会の議決があり、かつ、受注者が契約の保証を付し、発注者が契約の保証を確認した日を本契約とする。

次のページをお願いします。入札状況書です。

工事名は、令和 6 年度(交付金)頓原上町団地建設工事(1 工区)です。

入札の日時は、令和 6 年 6 月 5 日水曜日、午前 9 時 16 分。

落札金額は、1 億 50 万円で、入札の方法は、指名競争入札。落札者は有限会社正木建設です。

以下に入札の状況をお伝えしていますので、ご覧ください。

落札率につきましては 97.9%でございます。落札金額に消費税相当額を加えた額が仮契約金額となっています。次ページには、契約の仮契約書の写しをつけておりますので、ご覧ください。説明は以上です。

**○議長(早樋 徹雄)** 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長(早樋 徹雄)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長(早樋 徹雄)** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ただいまから起立による採決を行います。

議案第 49 号、令和 6 年度(交付金)頓原上町団地建設工事(1 工区)請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長(早樋 徹雄)** 起立全員です。したがって、議案第 49 号は原案のとおり可決されま

した。

---

**日程第5 議案第50号 令和6年度（交付金）頓原上町団地建設工事（2工区）請負契約の締結について**

○議長（早樋 徹雄） 日程第5、議案第50号、令和6年度（交付金）頓原上町団地建設工事（2工区）請負契約の締結についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。議案第49号について説明します。

飯南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年飯南町条例第48号）に基づき、令和6年度（交付金）頓原上町団地建設工事（2工区）を別紙のとおり請負契約したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月14日 提出。飯南町長。

次のページをお願いします。別紙。

1 工事名、令和6年度（交付金）頓原上町団地建設工事（2工区）。

1 契約の方法、指名競争入札。

1 請負金額、一金1億1,352万円。（うち消費税相当額1,032万円）

1 契約する相手の住所及び名称、島根県飯石郡飯南町頓原2144番地、株式会社後藤建設。代表取締役 後藤幹司。

1 契約の時期、飯南町議会の議決があり、かつ、受注者が契約の保証を付し、発注者が契約の保証を確認した日を本契約とする。

次のページをお願いします。入札状況書です。

工事名は、令和6年度（交付金）頓原上町団地建設工事（2工区）です。

入札の日時は、令和6年6月5日水曜日、午前9時26分。

落札金額は、1億320万円で、入札の方法は、指名競争入札。落札者は株式会社後藤建設です。以下に入札の状況をお伝えしていますので、ご覧ください。

落札率につきましては97.9%でございます。落札金額に消費税相当額を加えた額が仮契約金額となっています。次ページには、契約の仮契約書の写しをつけておりますので、ご覧ください。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ただいまから起立による採決を行います。

議案第 50 号、令和 6 年度（交付金）頓原上町団地建設工事（2 工区）請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、議案第 50 号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。本会議の再開は 10 時 15 分といたします。なお、時間を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

ただいまから議会運営委員会の開催をお願いいたします。

午前 9 時 44 分休憩

午前 10 時 14 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

ただいま、総務厚生常任委員会から 1 件の追加議案が提出されました。追加議案はお手元に配付したとおりであります。

お諮りいたします。

この際これを日程に追加して直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。したがって、これを日程に追加して直ちに議題といたします。

---

#### 追加日程第 1 発委第 2 号、訪問介護サービス基本報酬の見直しと訪問介護の特別地域加算の対象地域及び事業所要件の見直しを求める意見書の提出について

○議長（早樋 徹雄） 追加日程第 1、発委第 2 号、訪問介護サービス基本報酬の見直しと訪問介護の特別地域加算の対象地域及び事業所要件の見直しを求める意見書の提出について

を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

総務厚生常任委員会委員長、7番、景山登美男議員。

○総務厚生常任委員会委員長（景山 登美男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山議員。

○総務厚生常任委員会委員長（景山 登美男） 7番。

発委第2号、令和6年6月14日、飯南町議会議長 早樋徹雄様。提出者、総務厚生常任委員会委員長、景山登美男。訪問介護サービス基本報酬の見直しと訪問介護の特別地域加算の対象地域及び事業所要件の見直しを求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則（平成17年飯南町議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出します。

次ページより別紙が2枚添付しておりますけれども、そのあと、提案理由をつけておりますのでこれを朗読いたします。

訪問介護サービス基本報酬の見直しと訪問介護の特別地域加算の対象事業及び事業所要件の見直しを求める意見書（案）。

提案理由です。

介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が令和6年4月1日から引き下げられました。厚生労働省は、引き下げ理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことをあげていますが、これはヘルパーが効率的に訪問できる都市部の事業所の利益率が高いことによるものであります。

サービス対象者が点在している中山間地域においては、移動時間を多く要しており、現在の赤字収支がさらに悪化し、訪問介護サービスの維持・継続が困難となり、ひいてはサービスを受けられない「介護難民」が生じることが予想されるため、中山間地域の実情に合わせた見直しを求める意見書を提出したいとするものでございます。

以上であります。

○議長（早樋 徹雄） なお、意見書案につきましては、事務局長が朗読をいたします。

○議会事務局長（藤原 一也）

それでは、別紙をご覧ください。

介護保険制度は、高齢化や核家族化の進行、介護離職問題などを背景に介護を社会全体で支えることを目的として平成12年（2000年）に創設された。

4半世紀が経過する中、高齢化率はますます上昇し、要介護者は増加傾向にあり、かつ医療・介護へのニーズは多様化している。

こうした状況の中、高齢者が要介護等の状態になっても住み慣れた家で暮らし、住み慣れた地域で暮らし続けられる「地域包括ケアシステム」の構築が求められている。住み慣れた家（地域）で暮らすためには、在宅ケアを担う訪問介護サービスが重要な役割を担っているが、令和6年（2024年）4月1日から訪問介護サービスの基本報酬が引き下げられた。厚生労働省は引き下げ理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことをあげて



いるが、これはヘルパーが効率的に訪問できる都市部の事業所の利益率が高いことによるものである。サービス対象者が点在している中山間地域においては、移動時間を多く要しており、現在の赤字収支がさらに悪化し、訪問介護サービスの維持・継続が困難となり、ひいては、サービスを受けられない「介護難民」が生じることが予想される。

ついては、住み慣れた家（地域）で暮らすために、そして全国どこでも同じ介護サービスが受けられるよう、移動距離（時間）を勘案した訪問介護サービスの基本報酬の引き上げを強く求める。また、同じ市町村内で事業所の位置が異なることにより、訪問介護の特別地域加算の対象及び事業要件が違ふことは、サービスの対象者が点在している中山間地域の実情に即していない。中山間地域の実情に合わせた見直しを求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

島根県飯南町議会。

提出先は内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、以上です。

**○議長（早樋 徹雄）** 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（早樋 徹雄）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は自席へお帰りください。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（早樋 徹雄）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ただいまから起立による採決を行います。

発委第 2 号、訪問介護サービス基本報酬の見直しと訪問介護の特別地域加算の対象地域及び事業所要件の見直しを求める意見書の提出については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（早樋 徹雄）** 起立全員です。したがって、発委第 2 号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書について、その字句そのほか整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（早樋 徹雄）** 異議なしと認めます。

したがって、字句その他の整備については、議長に委任することに決定いたしました。

---

#### 日程第4 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（早樋 徹雄） 日程第4 閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

総務厚生常任委員会委員長、教育経済常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長、及び議会運営委員会委員長から、目下、それぞれの委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によってお手元に配付の申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

○議長（早樋 徹雄） これで、本日の日程は全て終了いたしました。

町長からあいさつの申し出がありますので、これを許します。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

議長のお許しをいただきました。閉会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

今月4日に開会した本定例会であります。議員各位には連日にわたり慎重にご審議をいただき、ただいまは追加の提案も含め、提案いたしました全議案につきまして原案どおりの可決をいただきましたこと、厚くお礼申し上げます。

今年の梅雨入りは遅いと聞いておりましたが、いまだ兆候がありません。来週は、今、曇りの予報が出ておりますが、まだはっきりとした状況にありません。昨年は5月末、29日だったと思いますが、梅雨入りしておりまして、年として本当に極端に早かったり遅かったり、なかなか平年並みということが少なくなってきたような気がしております。

ただし、一旦梅雨に入りますと、まとまった量の大雨が降るとの予報も出ておりますので、事前に、この避難行動の確認であったり、また、これまで行ってきました防災訓練での成果が、そうした際に活かされればと思っております。

今年は、家庭を中心とする米需要に対しまして、全国的に米が足りないという状況にあるようで、そうした報道もなされております。昨年的高温で品質が低下したコシヒカリにおき

ましても、本町では上位等級比率が 95%超えまして、高い品質が証明されました。引き合いも強く、J A経由での販売分は既に完売したとお聞きしております。

こうした動きが、ブランド米として農家の所得に反映していかなければなりません。米のブランド戦略につきましては、来週、エコ推協の総会も開催されます。飯南町産コシヒカリが、知名度アップそして全国ブランドとなるよう、関係の皆さまと一緒に頑張ってまいります。

最後になりましたが、今定例会の本会議、また委員会を通じていただきましたご意見、ご指導につきましては、今後の予算執行並びに日々の事務事業の推進、また、今後の施策立案など、行政執行に活かすよう努力してまいります。

今後、梅雨入りしますと、とかく体調を崩しやすくなりますので、くれぐれもご自愛いただきますようお願いし、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（早樋 徹雄）**

以上で本日の会議を閉じます。これで、令和 6 年第 3 回飯南町議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

**午前 10 時 28 分閉会**

---